

位置図

S=1:20,000

芦田川右岸線



〔業務委託/調査基準価格〕

入札条件及び注意事項

1 入札方式

電子入札システム（以下「システム」という。）を使用して入札を行うこと。（事務取扱は、府中市電子入札実施要領（以下「要領」という。）による。）

ただし、要領第4条第2項の規定に該当する場合は、同条項の定めに従い承認を得て、書面による入札を行うことができる。

2 入札保証金

免除する。

3 契約保証金

（1）契約の保証を必要とする場合

契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上（低価格入札による請負契約の場合は請負代金額の10分の3以上）の額を契約時に納付すること。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

（2）契約の保証を必要としない場合

契約者が過去2年間に市、国又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認める場合は、予定価格が300万円未満の業務について免除する。

4 入札書の提出方法

（1）指定した入札書受付期間に電子入札システムを使用して3桁のくじ番号を記載した入札書を提出すること。

要領で定める手続により書面参加に変更した者は、指定した入札書受付期間に代表者印（届出済代理人の場合は受任者印）を押印し、3桁のくじ番号を記載（くじ番号の記載のない場合は「001」と記載されたものとする。）した入札書を、次の事項を記載した封筒に封入して監理課へ持参のうえ提出すること。

- ① 提出者の商号又は名称
- ② 入札書が在中している旨
- ③ 当該入札に係る業務の名称及び開札日

5 業務費内訳書

（1）原則として、すべての競争入札において入札時に業務費内訳書の提出を求める。

（2）業務費内訳書の提出を必要としない場合は、入札公告又は指名通知書によって周知する。

（3）内容及び様式

- ① 記載事項
 - ・ 入札者の商号又は名称
 - ・ 代表者名（支店の場合は支店長名等）
 - ・ 業務名
 - ・ 業務費の内訳

② 業務費の内訳の記載について

業務費の内訳は、配布した当該業務に係る仕様書の本業務費内訳書のうち、下記の項目に対応するものの単位、数量及び金額を表示したものとする。

(仕様書の業務費内訳書に記載してもかまわない。)

<土木関係、その他>

業務費内訳書：項目、工種、種別

<建築・設備関係>

内訳書：名称及び摘要欄記載の工種

経費は項目ごとに記載すること。

③ 様式

配布した当該業務に係る仕様書に準じて、原則A4判（縦、横自由）で作成し、入札書をシステムで提出する際、システムの機能により添付を行い提出すること。ただし、要領で定める手続きにより書面参加に変更した者は、必要事項を記入し代表者印を押印した内訳書を次の事項を記載した封筒に封入し、指定した入札書受付期間に監理課へ持参のうえ提出すること。

- ・ 商号又は名称
- ・ 内訳書が在中している旨
- ・ 当該入札に係る業務の名称及び開札日

(4) 提出を求めた業務費内訳書が次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

① 未提出であると認められる場合

- ・ 業務費内訳書の全部又は一部が提出されていない。
- ・ 無関係な書類である。
- ・ 他の業務の業務費内訳書である。

② 記載すべき事項が欠けている場合

- ・ 内訳の記載がない。

③ 記載すべき事項に誤りがある場合

- ・ 対象業務名に誤りがある。
- ・ 提出業者名に誤りがある。
- ・ 業務費内訳書の合計金額と入札金額が一致していない。
- ・ 業務費内訳書の合計金額と各内訳の合計金額が一致していない。

6 落札者の決定方法

(1) 条件付一般競争入札（事後審査型）

公告共通事項に記載の手続きによる。

(2) 通常型指名競争入札

開札の結果、落札となるべき同価格の入札した者が二人以上いるときは、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって選ばれた者を落札者とする。

7 落札価格

落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

8 契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結するものとし、議会の議決が必要な場合には落札決定の通知を受けた日から5日以内に仮契約を締結し、議決後本契

約を締結するものとする。(議会の議決が必要な契約は、予定価格が1億5千万円以上である。)

なお、仮契約を締結した後、本契約を締結するまでの間に府中市建設業者等指名除外要綱に規定する指名除外等の措置を受けたときは、仮契約を解除することができる。

9 設計図書等

- (1) 監理課が指定する市ホームページからダウンロード、又は指定があるときは購入することができる。

購入する場合の代金は500円とし、電子媒体(CD-R等に保存されたもの)によるものとする。

10 設計図書に対する質問及び回答

- (1) 条件付一般競争入札

入札公告に記載のとおり

- (2) 通常型指名競争入札

質問書受付期間 指名の通知を行った日から3日間(市の休日を除く。)

質問回答期限 入札開始日の2日前(市の休日を除く。)

質問書提出方法 監理課に持参又はFAXにより提出 FAX (0847)46-1535

回答方法 市ホームページで閲覧

11 予定価格

- (1) 予定価格は、事前公表とする。

① 条件付一般競争入札の場合 公告に記載のとおり

② 通常型指名競争入札の場合 指名通知書に記載のとおり

- (2) 当該業務の予定価格を上回る入札を行った場合は失格となり、指名除外の対象となる場合がある。

12 最低制限価格・調査基準価格

「調査基準価格」を設定している。

価格は、事後公表とする。

13 各会計年度の支払限度額

設定していない。

14 前払金

予定価格が300万円以上の業務委託契約を対象とし、その前払額は、業務委託料の10分の3以内とする。

ただし、入札公告等で別に定めのあるものを除く。

15 部分払

業務委託料が500万円以上の業務委託契約を対象とする。

16 入札辞退等

- (1) 通常型指名競争入札において、入札を辞退しようとするときは、入札書受付締切予定日時までにシステムを利用して辞退届を提出すること。

- (2) 通常型指名競争入札において、入札書受付締切予定日時までにシステムを利用して辞退届を提出しなかった電子入札者は失格とする。

17 公正な入札の確保等

- (1) 公正な入札の確保に努めるため、入札者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

① 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

② 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- ③ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
 - ④ 入札者は、市が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。
- (2) 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、本市が入札談合に関する情報を入手した場合において、市の事情聴取等の結果
- ① 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、談合情報対応マニュアルに基づき、入札執行の延期若しくは取りやめ又は無効とする。
 - ② 明らかに談合の事実があったと認定できないが、談合の疑いが払拭できない場合は、談合情報対応マニュアルに基づき、入札を無効とすることがある。

18 その他

- (1) 入札にあたっては、府中市契約規則、府中市建設コンサルタント等業務執行規則、関係法令等及び設計図書等の内容を承諾のうえ入札すること。
- (2) この業務の予算措置について、議会の議決を得られなかったときは、この公告に基づく入札手続は中止し、その場合、本市は入札参加者の被った損害を賠償する責を負わない。
- (3) 提出された書面等は返却しないものとし、公正取引委員会及び警察に提出する場合があるとともに、府中市情報公開条例に基づく公開請求があった際には公開の対象となる場合がある。
- (4) 入札等に係る費用は、入札者の負担とする。
- (5) 「入札公告」と「入札条件及び注意事項」又は「仕様書共通事項」の記載に相違がある場合、「入札公告」を優先する。
- (6) 指名競争入札において、その入札が1であるときは無効とする。

森 林 整 備 業 務 共 通 仕 様 書

第 1 章 総則

森林整備業務の施工については、広島県土木工事共通仕様書に定めるところによる。

また、建設工事請負契約約款の条項は、森林整備業務契約約款の条項に読替えるものとする。

1－1 適用範囲

1. この仕様書は、広島県土木工事共通仕様書を補足または追加するもので、森林整備業務の施工について設計図及び特記仕様書に明記してあるもののほかは、この仕様書により適用する。

1－2 工事カルテ作成及び登録

1. 要しない

1－3 施工体制台帳

1. 要しない

1－4 主任技術者及び現場代理人

1. 請負者は、現場代理人及び主任技術者を定めて業務現場に置くときは、森林整備業務契約約款第 10 条に基づく「現場代理人及び主任技術者指名（変更）届」を契約締結後 14 日以内に監督員を通じて発注者に提出すること。

これらを変更した場合も同様とする。

2. 森林整備業務の契約約款第 10 条第 1 項第 2 号の規定により配置する主任技術者は次による。

（1）請負代金額 2,500 万円以上の場合、主任技術者を専任配置する。

（2）請負代金額が 500 万円以上 2,500 万円未満の場合は、配置する主任技術者が兼務できる森林整備業務及び建設工事（以下「森林整備業務等」という。）の件数は、この業務を含め 3 件までとする。

また、建設業許可における経營業務の管理責任者若しくは営業所の専任技術者又は建設工事に専任で配置された技術者の配置は認めない。

3. 主任技術者については、「現場代理人及び主任技術者指名（変更）届」に当該業務に必要となる資格者証を添付すること（実務経験者の場合は、実務経歴書を添付すること。）。

4. 請負者が業務現場ごとに設置しなければならない主任技術者は、森林整備業務取扱要綱（平成20年4月1日制定）第7条（技術要件）に規定する技術職員の要件を満たす者を配置しなければならない。
5. 主任技術者及び現場代理人と請負者との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
6. 請負代金額が2,500万以上の場合には、配置する主任技術者について、他の森林整備業務等の主任技術者になっていない旨及び建設業許可における経營業務の管理責任者若しくは営業所の専任技術者又は建設工事に専任で配置された技術者になっていない旨の誓約書を添付すること。
請負代金額が500万円以上2,500万未満の場合には、配置する主任技術者について、現在3件（本件業務は含まない。）以上の森林整備業務等（請負代金が500万円以上2,500万未満）の主任技術者にはなっていない旨及び建設業許可における経營業務の管理責任者若しくは営業所の専任技術者又は建設工事に専任で配置された技術者になっていない旨の誓約書を添付すること。
7. 現場代理人については、建設業許可における経營業務の管理責任者若しくは営業所の専任技術者又は建設工事に専任で配置された技術者の配置は認めない。

1—5 主要資材の購入及び下請負状況

1. 主要資材の購入又はやむを得ず業務の一部（主体部分を除く。）を第3者に請け負わせようとする場合は、極力広島県内に主たる本店・営業所を有する業者に発注するものとする。
2. 請負者は資材を購入しようとするときは、あらかじめ購入先の名称・所在地及び資材名等を「主要資材購入先名簿」により監督員を通じて発注者に通知するものとする。
3. 請負者は業務を下請負人に施工させる場合は、二次下請負人なども含む全ての下請負人の状況について、契約約款第7条に基づく「再委託承諾願」により監督員を通じて発注者に届け出ること。
4. 再委託承諾願の提出に当たっては、二次下請負人以下の契約内容の確認できるもの（契約書の写し等〔下請負に付した工区を明示した図面等を含む。〕）を添付すること。
5. 主任技術者資格は、森林整備業務取扱要綱（平成20年4月1日制定）第7条（技術要件）に規定する技術職員の要件のうち該当するものの記号を○で囲み、資格者等の写しを添付すること（実務経験者の場合は、実務経験（技術職員）証明書を添付すること。）。
6. 主任技術者と下請負人との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。

第2章 材料

2-1 一般事項

1. 設計図書に示された品質、形状、寸法等を有し、その使用目的に適合したものと
する。

2-2 稲わら

1. 稲わらは、十分乾燥し、形状がそろい、強靱性及び肥効分を備えたもので、雑物
が混入していないものとする。

2-3 肥料等

1. 肥料は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に定められたもので、その含
有すべき有効成分の最小限が、所定量以上のものとする。
2. 草木灰は、土砂、ごみ、灰片等を含まないものとする。
3. 堆肥は、完熟したものとする。
4. 消石灰は、JIS規格に適合したものとする。
5. 土壌改良剤は、定められた品質又は成分を満たすものとする。
6. 請負者は、肥料、消石灰、草木灰、土壌改良剤等は、防湿箇所に保管し、変質し
たものを使用してはならない。

2-4 萱及び雑草木株

1. 萱及び雑草木株は、充実した根茎をもつものとする。また、萱及び雑草木株は、
30cm程度に切断し、打違いにして1mの縄で縛ったものを1束とする。
2. 請負者は、萱及び雑草木株を、採取後速やかに使用するよう努め、使用まで日
時を要する場合は、仮植、ぬれむしろ等で被覆するなど乾燥を防ぎ、活着及び発芽
を維持するように保管しなければならない。

2-5 苗木

1. 苗木は、所定の規格を持ち、発育が完全で組織が充実し、根の発達が良いもので、
病虫害や外傷のないものとする。
2. 請負者は、苗木の輸送及び仮植に当たっては、苗木の損傷、乾燥、むれ等により
枯損あるいは活着が低下することのないように十分注意しなければならない。
3. 請負者は、苗木の購入について、指示のある場合は、監督員の承諾を得なければ
ならない。

2-6 木材

1. 業務に使用する木材は、使用目的に支障となる腐れ、割れ等の欠点のないものとする。
2. 設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については特に明示する場合を除き、末口寸法とする。
3. 請負者は、防腐処理を施した木材を業務に使用する場合は、設計図書によるものとする。
4. 使用する木材の寸法は、概ね使用寸法以上かつ施工に支障のでない範囲のものでなければならない。
5. 現地発生の間伐材を使用する場合、品質、形状等については、監督員の指示によるものとする。

第3章 森林整備

3-1 一般事項

- 1 植栽、追肥、補植等は、特に設計図書に定める場合を除き、本章によるものとする。

3-2 地拵え

1. 請負者は、地拵えは、地際から刈払い、伐倒しなければならない。
2. 請負者は、全面地拵えについては、植栽予定地の全面を対象に地表植生の刈払い等を行わなければならない。ただし、あらかじめ保残するものとして表示した又は作業に先立ち監督員が指示した立木・幼齢木を除く。
3. 請負者は、筋地拵えの幅、及び残す幅については、設計図書によらなければならない。
4. 請負者は、坪地拵えの位置、及び範囲（坪の大きさ）については設計図書によらなければならない。
5. 請負者は、伐倒木・枝条等の整理については、特に定めや監督員の指示がある場合を除き、植栽の支障にならないようにし、また、滑落・移動しないようにしなければならない。
6. 請負者は、刈払い、伐倒に当たっては保残木に損傷を与えないようにすること。

3-3 植栽

1. 請負者は、苗木運搬については、根をこも、むしろ等で包んで運搬しなければならない。なお、運搬中損傷しないよう取扱うと同時に、乾燥しないようシート等で全体を覆わなければならない。

2. 請負者は、苗木の仮植する場所については、日陰、適湿の土地であって雨水の停滞しないところを選定しなければならない。
3. 請負者は、仮植については根が重ならないようにして並べ、幹の1/3～1/4を覆土し踏み付けた後、再び軽く土を覆い、乾燥を防ぐため日中は必ずこも、むしろ等で日除けをしなければならない。
4. 請負者は、植え付けのために作業地に苗木を運搬したときは、直ちに束を緩めて仮植を行い、むしろ等で覆って風、光にさらさないようにしなければならない。
5. 請負者は、苗木を携行するときは、根を露出させないように必ず苗木袋を使用する等適切な処置を講じなければならない。
6. 請負者は、植穴については、径及び深さをそれぞれ30cm程度掘り耕耘し、石礫及び根株等の有害物を除去しなければならない。ただし、地形、土質条件により所定の植穴が掘れない場合は、監督員と協議しなければならない。また、植穴の深さは一番浅いところで30cm程度を確保するものとする。
7. 請負者は、堆肥を基肥とする場合は、植穴最下部に5～10cm覆土しなければならない。
8. 請負者は、植付けについては、根を自然状態のまま広げて植穴中央やや深めに、に立て、苗木を揺動かしながら手で覆土し、苗木を少し引き上げ加減にして周囲を踏み固め、そのあとがくぼみにならないようにしなければならない。
9. 請負者は、化学肥料を基肥とする場合は、ある程度埋戻した後、根張り（又は枝張り）の外側に点状、半月状又は輪状に苗木に触れないように施し、更に周囲に残っている土を肥料の深さが3～10cmになるように盛り上げ、再び踏み固めなければならない。
10. 請負者は、日光の直射が強い日及び強風の際は、なるべく植付けを避けるものとし、やむを得ず実施する場合は、苗木、植穴、覆土等の乾燥に十分注意しなければならない。
11. 請負者は、気象状況により乾燥が続く、植付け後の活着が危ぶまれるときは、作業を中止し監督員に協議しなければならない。
12. 請負者は、肥料は、直射日光、雨水等にさらさないように覆いをして保管しなければならない。
13. 請負者は、配合肥料（粒状肥料を含む）を施肥する場合は、基準量の入る升を使用しなければならない。
14. 請負者は、肥料が直接植栽木の根に接触しないように留意し、均等に根から吸収されるように散布し、施肥しなければならない。

3-4 植付け

1. 植付けについては、3-3に準ずる他、次によるものとする。

2. 請負者は、大、中苗木の掘取り、荷作り等は、1日の植付け作業量等を考慮し、迅速に行わなければならない。なお、苗木の根鉢の大きさは、根元径の4〜5倍程度を標準とし、縄、こも等で根巻きしなければならない。
また、植付け後に苗木の衰弱が予想される場合は、監督員と協議し、幹巻き等の保護処理を講じなければならない。
3. 請負者は、大、中苗木の植穴については、根鉢の大きさに応じ余裕を持った大きさとし、十分に掘り起し、掘り出した土砂は破碎し、石礫等は、取り除かなければならない。また、地被物を除去して十分に掘り起し、砕土した後、根茎、石礫、落ち葉等を取除かなければならない。
4. 請負者は、植付け本数、苗間及び列間距離については、設計図書によらなければならない。また、植付け地点に岩石、根株等の障害物があつて植え難い場合は、その上下に若干移動して植え付けるものとする。
5. 請負者は、植付けのため、苗畑又は仮植地から植栽地に苗木を運搬するときは、1日の植付け可能本数を小運搬の限度とし、植栽地付近に小運搬された苗木は直ちに仮植を行い、乾燥を防ぐ措置をしなければならない。
6. 請負者は、植付けは、指定期間内に完了しなければならない。ただし、気象条件などにより指定期間内に完了が困難になったときは、速やかに監督員に報告し、指示を得なければならない。
7. 請負者は気象条件により植付け後の活着が危ぶまれるときは、作業を中止して監督員と協議しなければならない。

3-5 支保（支柱工）

1. 請負者は、支保（支柱工）は、丸太を打ち込み、接合部は釘打ちのうえ、鉄線にて堅固に結束しなければならない。
2. 請負者は、丸太と樹幹の結束部分は保護材を巻き、シュロ縄で結束しなければならない。
3. 請負者は、唐竹を使用する場合は、先端を節止めとし、結合部は鋸目を入れ、交差部は鉄線掛けとしなければならない。
4. 請負者は、添柱を使用する場合は、所定の材料を樹幹にまっすぐに正しく取り付けなければならない。
5. 請負者は、八つ掛け、布掛けの控木組方については、周囲の条件を考慮して適正な角度で堅固に取り付けなければならない。
6. 請負者は、控木については、ズレを生じないように埋め込み、樹幹、主枝及びその他丸太（竹）と交差する部位の2ヶ所以上で結束するとともに、必要に応じて根止め杭を打ち込み鉄線にて結束しなければならない。

3-6 追肥

1. 請負者は、追肥については、根張りの外側に点状、半月状又は輪状に深さ 3~10 c m の穴を掘り、溝の中に肥料を散布し、よく覆土しなければならない。

3-7 補植

1. 補植は、3-3 及び 3-4 に準ずるものとする。

3-8 施肥

1. 3-3 及び 3-6 に準ずるものとする。

3-9 下刈

1. 請負者は、下刈に当たっては、笹、雑草、灌木、つる類等植栽木の生育に支障となる地被物を地際から刈払わなければならない。
2. 請負者は、刈払い物については、植栽木を覆わないよう、植栽木の列間に存置しなければならない。
3. 請負者は、下刈り作業中、植栽木を損傷しないよう注意し、特に植栽木の周囲の刈払いには、植栽木の根元に下刈鎌、下刈機の刃部が向かないよう、植栽木の外側の方向に刈り払わなければならない。

3-10 つる切

1. 請負者は、つる切りに当たっては、植栽木及び有用天然木に着生するつる類については、根元から切断しなければならない。
2. 請負者は、植栽木に巻きついたつる類については、植栽木を損傷しないように除去しなければならない。

3-11 本数調整伐、受光伐、除伐

1. 請負者は、本数調整伐・受光伐・除伐の施工に当たり、伐採対象木が標示していない場合は、標準地又は、類似林分の選木状況に準じ対象木を選木しなければならない。
2. 請負者は、伐倒に当たっては、対象木以外の立木を損傷しないよう注意しなければならない。
3. 請負者は、かかり木はそのまま放置することなく、地面に引き落としてから次の作業を行わなければならない。
4. 請負者は、伐倒木については、必要に応じて樹幹からの枝条の切り払いや、樹幹の玉切りをしなければならない。
5. 請負者は、伐倒木については、必要に応じて後続作業の支障とならない箇所に集

積するか、集積困難なものは移動等しないように等高線に平行に存置しなければならない。

6. 請負者は、本数調整伐・除伐においては、林分保護のため、林縁木については原則として伐採してはならない。

3-12 枝落とし

1. 請負者は、枝落としの対象木及び枝を落とす範囲（程度）については、標準地等の実施状況に準ずるか、又は監督員の指示によらなければならない。
2. 請負者は、林縁木については原則として枝落としはしない。
3. 請負者は、枝の切断については、樹幹に平行、かつ、平滑に切断しなければならない。
4. 請負者は、巻き込みを早めるため、残枝長をなるべく短くするよう行わなければならない。
5. 請負者は、枝落としに当たっては、樹幹の形成層を損傷しないよう留意し、葉量が多く作業途中で裂ける恐れのある枝は、一旦途中で切断した後、更に仕上げ切断する等の方法によらなければならない。
6. 請負者は、枝落としの時期については、指定された場合を除き、林木の成長休止期に行わなければならない。

3-13 雪起し

1. 請負者は、雪起しは、融雪後速やかに実施しなければならない。
2. 請負者は、雪起しは、樹幹を損傷しないよう注意しながら、若干強度に引き起さなければならない。
3. 請負者は、根の部分がゆるんでいるものについては、十分踏み固めなければならない。

3-14 歩道作設

1. 請負者は、歩道作設に当たっては、測量杭を中心とし幅員に余裕を持った範囲内の笹、雑草、灌木等を刈払い、横断方向路面は水平に整地し、根株は支障とならないよう除去しなければならない。

また、ルートについて、任意である場合は、事前に監督員と協議するものとする。

2. 請負者は、凹地形、又は滞水の恐れのある箇所については、排水溝を設けなければならない。
3. 請負者は、歩道作設により生じた切取り残土については、崩落、流出等のないよう設計図書に基づき処理しなければならない。なお、設計図書に示された以外の方法で処理する場合は、監督員の指示によるものとする。

3－15 歩道補修

1. 歩道補修については，設計図書によるとともに3－14に準じるものとする。

〔その他業務〕

仕様書共通事項

1 履行期間の設定について

本業務の履行期間は、10日を限度として検査期間を見込んでいるので、履行期間末の10日前までに業務完了届を提出すること。

2 業務委託費内訳書及び業務工程表の提出について

- (1) 業務委託費内訳書の提出について、入札時に内訳書を提出した場合は、業務委託費内訳書の提出について免除する。ただし、低価格入札等で調査が必要な場合は、別に詳細資料の提出を求める場合がある。
- (2) 業務工程表の提出について、業務計画書を提出する場合又は調査職員の承認を受けた場合は免除とする。

3 業務計画書の提出について

業務委託料が300万円以上の業務を受注した場合は、業務着手に先立ち、契約図書に基づき作成した業務計画書を調査職員に提出すること。

4 業務主任技術者及び照査技術者の届出等について

業務主任技術者及び照査技術者を定めたときは、管理技術者及び照査技術者専任（変更）届を契約締結後14日以内に提出すること。

5 「業務実績データ」の作成について

受注者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績サービス（TECRIS）に基づき、受注、途中変更、完成、訂正時に業務実績情報として「業務実績データ」を作成し、調査職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、途中変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、完成時は業務完了後15日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

なお、登録機関発行の「登録内容確認書」を業務打合せ簿により調査職員に提出しなければならない。

※ 受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

※ 途中変更時の登録が必要な場合とは、履行期間の変更、技術者の変更、業務委託料の変更があった場合とする。

特記仕様書

第1章 総則

1. 本業務の施工については、広島県土木工事共通仕様書に定めるところによる。
2. 施工にあたり、設計書・図面及び仕様書に疑義を生じたときは、監督員に協議し指示を受けること。

第2章 工期

1. 令和7年10月から国道486号の歩道整備工事に伴い片側交通規制が、令和8年1月から府中新橋の橋梁工事に伴い交通規制がかかる予定であり、本業務も片側交通規制を必要とする。近隣箇所の主要道路で交通規制が重なると、一般車両の通行に支障をきたすため、本業務の工期について延期は行わないものとする。

第3章 伐採木処分

1. 伐採木の処分量は、実績値により変更を行うものとする。
2. 処分量は、植生エリア及び種類ごとに適宜監督員に報告をすること。

第4章 その他

1. 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又はその内容に疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。

令和 7 年度

公道等重要インフラ施設保全森林整備業務

業 務 価 格

消費税相当額

業 務 費 計

府 中 市

父 石

町

地内

業 務 概 要

森林整備

竹林伐採作業 A=0.22ha

笹・灌木伐採作業 A=0.03ha

総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 72 府中市 00-07.08.01(0)		
諸経費体系	B 公共 (R01.06～)		
	当世代	前世代	
工種区分 復興補正区分 施工地域・工事場所区分 週休補正区分 緊急工事補正区分 積雪寒冷地補正 前払率 (%) 契約保証費区分 工事費端数区分 I C T補正区分	06 森林整備 B 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 通常工事 00 補正なし 40 01 0. 0 4 % 01 千円未満切捨て 00 補正なし		

本工事費

内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費						
森林整備						レベル 1
公道等重要インフラ施設保全森林整備 芦田川右岸線	1		式			レベル 2
竹林(密)	1		式			レベル 3
伐採工	1		式			レベル 4
	0.22		ha			
竹林伐採作業(密) 伐倒～切断～片付	0.22		ha			00
積込工						単第0 -0001 表 レベル 4
	167		m3			
伐採木積込み クローラ型山積0.45m3(平積0.35m3) 排出ガス対策型1次基準	167		m3			00
伐採木運搬・処理工						単第0 -0002 表 レベル 4
	167		m3			

本工事費

内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
伐採木運搬 10t級 路面状況：良好						00
	167	m3				単第0 -0004 表
※処分費等（直接工事費計上分）※ 「処分費等」の取扱いによる						
伐採木受入費 竹						
	83	t				
笹・灌木						レベル3
	1	式				
伐採工						レベル4
	0.03	ha				
笹・灌木伐採作業 刈払～小運搬・集積						00
	0.03	ha				単第0 -0006 表
積込工						レベル4
	5	m3				
伐採木積込み クローラ型山積0.45m3(平積0.35m3) 排出ガス対策型1次基準						00
	5	m3				単第0 -0002 表
伐採木運搬・処理工						レベル4
	5	m3				

本工事費

内訳表

頁0 -0004

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
伐採木運搬 10t級 路面状況：良好						00
	5	m3				単第0 -0004 表
※処分費等（直接工事費計上分）※ 「処分費等」の取扱いによる						
伐採木受入費 灌木						
	5	m3				
機械経費						レベル 3
	1	式				
特殊伐採						レベル 4
	1	式				
高所作業車運転 トラック架装・伸縮ブーム・バスケット型						00
	8	日				単第0 -0009 表
<作>ラフテレーンクレーン(油圧伸縮ジブ型) 25t吊,オペレータ付 排1～3,2011,2014						00
	8	日				
交通管理費						レベル 3
	1	式				
交通誘導員						レベル 4
	1	式				

本工事費

内訳表

頁0 -0005

[illegible]

本工事費

内訳表

頁0 -0006

[illegible]

施工単価表

頁0 -0007

單第0 -0001 表

1 ha 当り

竹林伐採作業(密) 伐倒～切断～片付

[illegible]

伐採木積込み

クローラ型山積0.45m³(平積0.35m³)

排出ガス対策型1次基準

單第0 -0002 表

頁0 -0008

10

m3

当り

[illegible]

施 工 単 価 表

頁0 -0009

バックホウ（掴み装置付）運転
クローラ型[標準型]山積0.45m³（平積0.35m³）

排出ガス対策型1次基準

単第0 -0003 表

1 時間 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油	8.60	L			
運転手(特殊)	0.17	人			
バックホウ(クローラ型) 標準型・排1 山積0.45/平積0.35m ³	1	時間			
バックホウ用アタッチメント 掴み装置(伐木除根工用) 開口幅1700～2000mm爪幅400～750mm	1	時間			
諸雑費	1	式			
小計	1	時間			
A=2 C=2 E=0 G=0	クローラ型[標準型]山積0.45m ³ （平積0.35m ³ ） 開口幅1,700～2,000mm 労務単価の夜間等割増率 燃料消費量（L／日） 標準＝省略		B=2 D=1 F=0	排出ガス対策型1次基準 運転労務数量（人／日） 標準＝省略	

伐採木運搬
10t級 路面狀況：良好

單第0 -0004 表

頁0 -0010

10 m3 当り

[illegible]

施 工 単 価 表

単第0 -0005 表

頁0 -0011

ダンプトラック運転
オンロード・ディーゼル・10t積級

1 時間 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油	9.80	L			
運転手(一般)	0.17	人			
ダンプトラック オンロード・ディーゼル 10t積級	1	時間			
タイヤ損耗費 ダンプトラック 10t (良)	1	時間			
諸雑費	1	式			
小計	1	時間			
A=5 C=1 オンロード・ディーゼル・10t積級			B=1 D=0 路面状況：良好 労務単価の夜間等割増率		

頁0 -0012

1 ha 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0013

開伐機刈草

伐採区分 1種

單第0 -0007 表

令和5年版治山林道必携【上巻】P.179

100

m2

当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0014

單第0 -0008 表

1 目 当り

草刈機運転
肩掛式カッター径255mm

[illegible]

施工単価表

單第0 -0009 表

頁0 -0015

高所作業車運転

トラック架装・伸縮ブーム・バスケット型

1 日 当り

[illegible]

工事数量総括表

頁0 -0016

	費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位	数量（前回）	数量（今回）	備 考
本工事費						
森林整備			式		1	レベル1
公道等重要インフラ施設保全森林整備	芦田川右岸線		式		1	レベル2
竹林(密)			式		1	レベル3
伐採工			ha		0.22	レベル4
積込工			m3		167	レベル4
伐採木運搬・処理工			m3		167	レベル4
笹・灌木			式		1	レベル3
伐採工			ha		0.03	レベル4
積込工			m3		5	レベル4
伐採木運搬・処理工			m3		5	レベル4
機械経費			式		1	レベル3
特殊伐採			式		1	レベル4
交通管理費			式		1	レベル3
交通誘導員			式		1	レベル4
直接工事費						
共通仮設費率分額						
共通仮設費計						

工事数量総括表

頁0 -0017

[illegible]

工事数量総括表

工 事 名	公道等重要インフラ施設保全森林整備事業					事業区分	
						工事区分	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 [前回]	数量 [今回]	数量増減	摘要	
森林整備		式		1.			
公道等重要インフラ施設保全森林整備	芦田川右岸線C地区	式		1.			
竹林(密)		式		1.			
伐採工		ha		0.22			
竹林伐採作業(密)	伐倒～切断～片付	ha		0.22			
積込工		m3		167.		166.8m3	
伐採木積込み	クローラ型0.45m3	m3		167.			
伐採木運搬・処理工		m3		167.			
伐採木運搬	10t級 路面状況：良好 L=28.3km	m3		167.			
処理費等							
伐採木受入費	竹	t		83.		83.4t	
笹・灌木		式		1.			
伐採工		ha		0.03			
灌木伐採作業	刈払～小運搬・集積	ha		0.03			
積込工		m3		5.			
伐採木積込み	クローラ型0.45m3	m3		5.			
伐採木運搬・処理工		m3		5.			
伐採木運搬	10t級 路面状況：良好 L=28.3km	m3		5.			
処理費等							
伐採木受入費	灌木	m3		5.			

工事数量総括表

[illegible]

公道等重要インフラ施設保全森林整備業務数量計算書

1 地区概要

○ 整備工区

整備工区 C地区

○ 施工面積

(1)	竹林(密)	:	0.22	ha
(2)	笹・灌木	:	0.03	ha
	竹林(密)計	:	0.22	ha
	笹・灌木計	:	0.03	ha
	合計	:	0.25	ha

2 竹林

○ 単位当たり本数

竹林標準値(密) : **63,200** 本/ha

令和4年度森林環境譲与税委託事業(芦田川右岸線森林整備設計積算)業務 標準地調査

○ 伐採工歩掛

名称	単位	100本当り	竹林標準値(密) (63,200本(1.0ha)当り)
特殊作業員	人	0.46	290.7
普通作業員	人	0.46	290.7
諸雑費	%	6	6

R6.3 森林環境保全直接支援事業特定機能回復事業標準工程表 P14(林野庁)

○ 平均直径

竹林標準値(密) : 平均胸高直径 = **3.88** cm

令和4年度森林環境譲与税委託事業(芦田川右岸線森林整備設計積算)業務 標準地調査

○ モウソウチクの生重量(kg)

胸高直径	稈(kg)	枝(kg)	葉(kg)	合計(kg)	合計(t)
6cm	8.0	1.0	0.3	9.3	0.009
8cm	14.1	1.7	0.6	16.4	0.016
10cm	21.9	2.6	0.9	25.4	0.025
12cm	31.3	3.8	1.3	36.4	0.036
14cm	42.4	5.1	1.8	49.3	0.049
16cm	55.2	6.7	2.3	64.2	0.064
18cm	69.6	8.4	2.9	80.9	0.081

竹林標準値(密)の重量を上表から算定する。

平均胸高直径は、**3.88** cm、近似胸高直径は、**6** cmである。

よって重量は、 $0.009 \times 3.88 \div 6 =$ **0.006** t

建築発生木材の単位体積重量は、**0.5** t/m³であるため、

竹一本の体積は、 $0.006 \div 0.5 =$ **0.012** m³となる。

竹の資源量を量る(山口県農林総合技術センター農林業技術部)

○ 積込量・運搬量・処分量

竹林標準値(密)の積込量・運搬量・処分量を算定する。

竹林標準値(密)の面積は、**0.22** haである。

1.0ha当りの竹の本数は、**63,200** 本である。

よって **0.22** ha当りの本数は、

$0.22 \times 63,200 =$ **13,904** 本となる。

以上より、

積込量・運搬量は、 $0.012 \times 13,904 =$ **166.8** m³

処分量は、 $0.5 \times 166.8 =$ **83.4** t となる。

3 笹・灌木

○ 植生密度

植生密度は、
単位数量を算出するため、機械除根の区分を採用する。

- 疎林 : 立木蓄積が30m³/ha以上60m³/ha未満
中林 : 立木蓄積が60m³/ha以上90m³/ha未満
密林 : 立木蓄積が90m³/ha以上

令和6年版治山林道必携積算・施工編【上巻】 P.191(日本治山治水協会)

笹・灌木の面積は、 0.03 haであり、全体の材積は、 4.69 m³である。
1.0ha換算値は、 4.69 ÷ 0.03 = **156.33** m³/haである。
よって植生密度は、 **密林** となる。

○ 積込量・運搬量・処分量

本地区の灌木伐採面積は、 0.03 haである。
1.0ha当りの立木体積は、 156.33 m³/haである。
以上より、
積込量・運搬量・処分量は、 0.03 × 156.3 = **4.7** m³ となる。

4 特殊伐採

○ 森林整備面積

森林整備面積(全体)	=	0.80 ha
A地区	=	0.33 ha
B地区	=	0.22 ha
C地区	=	0.25 ha

○ 使用機械日数算定

特殊伐採 施工日数(概算見積)	高所作業車(日)		クレーン(日)	
	27m	32m	25t	70t
全体 25 日	20	5	20	5
A地区 10 日	8	2	8	2
B地区 7 日	6	1	6	1
C地区 8 日	6	2	6	2

- ※ 全体の特殊伐採見込み日数を、地区ごとの森林整備面積により按分して算出する。
※ 高所作業車及びクレーンは、当初、型式の小さい方で計上する。

○ 高所作業車歩掛

一日の運転時間を、年間運転時間と年間運転日数から算出する。

年間運転時間 : 500 時間/年

年間運転日数 : 100 日/年

標準運転時間 : $500 \div 100 = 5.0$ 時間/日

一日の軽油量を、燃料消費率と標準運転時間から算出する。

燃料消費率 : 0.037 L/kW・h

機関出力 : 132 kW

標準運転時間 : 5.0 時間/日

一日の軽油量 : $0.037 \times 132 \times 5.0 = 24.4$ L/日

令和6年版治山林道必携積算・施工編【下巻】 P.82,370(日本治山治水協会)

高所作業車の労務は以下の表に基づく。

機械名	規格	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	特殊 作業員
高所作業車	作業床高10m未満		○	
	作業床高10m以上	○		

土木工事標準積算基準書(共通編) I-102(広島県)

よって、**運転手(特殊) 1** 名を計上する。

5 交通誘導員

○ 森林整備面積

森林整備面積(全体) = 0.80 ha

A地区 = 0.33 ha

B地区 = 0.22 ha

C地区 = 0.25 ha

○ 交通誘導員人数算定

伐採木運搬 日数(概算見積)			深DT(10t)
全体	51	日	51
A地区	21	日	21
B地区	14	日	14
C地区	16	日	16

※ 全体の伐採木運搬見込日数を、地区ごとの森林整備面積により按分して算出する。

交通誘導員人数は、運搬にかかる日数×3人(前+中+後各1人配置)とする。

よって、 $16 \times 3 = 48$ 人とする。

令和4年度伐採木調査票(抜粋)

番号	材積	番号	材積	番号	材積	番号	材積	番号	材積	番号	材積	番号	材積
500	0.02	539	0.02	578	0.02								
501	0.08	540	0.02	579	0.06								
502	0.02	541	0.06	580	0.03								
503	0.02	542	0.15	581	0.02								
504	0.21	543	0.04	582	0.02								
505	0.02	544	0.06	583	0.04								
506	0.06	545	0.03	584	0.02								
507	0.02	546	0.18	585	0.04								
508	0.04	547	0.02	586	0.02								
509	0.03	548	0.03	587	0.04								
510	0.02	549	0.03	588	0.02								
511	0.02	550	0.03	589	0.02								
512	0.02	551	0.03	590	0.02								
513	0.02	552	0.03	591	0.04								
514	0.03	553	0.02	592	0.03								
515	0.02	554	0.03	593	0.02								
516	0.01	555	0.02	594	0.02								
517	0.07	556	0.02	595	0.02								
518	0.05	557	0.06	596	0.03								
519	0.03	558	0.03	597	0.07								
520	0.02	559	0.06	598	0.02								
521	0.03	560	0.02	599	0.07								
522	0.07	561	0.02	600	0.02								
523	0.02	562	0.03	601	0.02								
524	0.02	563	0.04	602	0.02								
525	0.04	564	0.03	603	0.03								
526	0.07	565	0.03	604	0.02								
527	0.04	566	0.07	605	0.32								
528	0.02	567	0.05	606	0.05								
529	0.02	568	0.03	607	0.10								
530	0.03	569	0.04	608	0.04								
531	0.07	570	0.02	609	0.02								
532	0.05	571	0.02	610	0.07								
533	0.04	572	0.02	611	0.02								
534	0.02	573	0.07	612	0.02								
535	0.11	574	0.02	613	0.04								
536	0.11	575	0.02	614	0.01								
537	0.02	576	0.04										
538	0.02	577	0.03										
小計	1.63	小計	1.57	小計	1.49	小計		小計		小計		合計	4.69